

政令第五十一号

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第十九号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第四項及び第四条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第八条）

第二章 経過措置（第九条―第十六条）

附則

第一章 関係政令の整備

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第百五号を次のように改める。

百五 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「旧独立行政法人平和祈念事業特別基金」という。）（平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金を含む。）

第九条の四に次の一号を加える。

九十六 旧独立行政法人平和祈念事業特別基金

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）第十四条」を削る。

第三条第一項第五号中「、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を削る。

第九条第二項中「、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を削り、同条第四項中「日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を「日本中央競馬会」に改め、「独立行政法人平和祈念事業特別基金又は」を削る。

第十六条第一項中「、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を削り、同条第二項中「日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を「日本中央競馬会」に改め、「独立行政法人平和祈念事業特別基金又は」を削る。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第七十六号中「独立行政法人平和祈念事業特別基金」を「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金」に改め、同条第二項第四十七号を次のように改める。

四十七 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律附則第二条第一項の

規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を削る。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)別表第二第一号

二 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第四十三条第六項第五号

三 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令(昭和四十一年政令第二百四十八号)

第二条第一号

四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百五十二号)附則第二項第一号

五 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令(平成十二年政令第五百五十六号)第一号

六 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令(平成十九年政令第三百四十四号)第一号

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第五条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人平和祈念事業特別基金の項を削る。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第六条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一号中チを削り、リをチとする。

附則第六条の次に次の一条を加える。

（国債整理基金特別会計の国債の定義の特例）

第六条の二 法第三十八条第二項に規定する政令で定めるものは、第四十条各号に掲げるもののほか、独

立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）

第一条の規定による廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）第二十四条第二項に基づき発行した国債とする。

(総務省組織令の一部改正)

第七条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第三十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十二条中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十五条第六号中「平和祈念事業特別基金分科会、」を削る。

附則第七条に次の一項を加える。

2 大臣官房総務課は、第二十二条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会の庶務に関する事務をつかさどる。この場合において、第二十五条第六号中「情報通信・宇宙開発分科会」とあるのは、「平和祈念事業特別基金分科会、情報通信・宇宙開発分科会」とする。

(総務省独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第八条 総務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「十六人」を「十三人」に改める。

第五条第一項の表平和祈念事業特別基金分科会の項を削る。

第九条ただし書中「、平和祈念事業特別基金分科会に係るものについては総務省大臣官房総務課において」を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（分科会の特例）

2 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、平和祈念事業特別基金分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人平和祈念事業特別基金に係るものを処理することとし、同分科会の庶務は、総務省大臣官房総務課において処理する。この場合において、第一条第一項中「十三人」とあるのは「十六人」と、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは「前項の表の上欄に掲げる分科会及び平和祈念事業特別基金分科会」とする。

第二章 経過措置

(独立行政法人平和祈念事業特別基金の解散の登記の嘱託等)

第九条 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（以下「廃止法」という。）
。 附則第二条第一項の規定により独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）が解散したときは、総務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

(総務大臣が事業年度に係る業務の実績の評価を受ける場合の手続)

第十条 廃止法附則第二条第三項の規定により総務大臣が基金の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績について評価を受ける場合においては、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。次条において「通則法」という。）第三十二条の規定を準用する。

(基金の解散の日の前日を含む中期目標の期間の実績の評価)

第十一条 基金の解散の日の前日を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目

標の期間をいう。以下この条において同じ。）は、その解散の日の前日に終わるものとする。

2 前項の規定により基金の解散の日の前日に終わるものとされる中期目標の期間における業務の実績については、総務大臣が通則法第三十四条第一項の評価を受けるものとする。

3 前項の規定により総務大臣が基金の解散の日の前日に終わるものとされる中期目標の期間における業務の実績の評価を受ける場合においては、通則法第三十三条及び第三十四条の規定を準用する。この場合において、通則法第三十三条中「独立行政法人」とあるのは「総務大臣」と、「主務大臣に提出する」とあるのは「作成する」と読み替えるものとする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用に関する経過措置）

第十二条 基金が交付した廃止法第一条の規定による廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号。次条及び附則第二項において「旧基金法」という。）第十四条に規定する助成金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「独立行政法人平和祈念事業特別基金」とあるのは「総務省」と、「独立行政法人平和祈念事業特別基金の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条

並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金の事業年度」とあるのは「総務大臣」とする。

（戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等に関する経過措置）

第十三条 廃止法の施行前に旧基金法第二十一条第一項に規定する慰労金（以下この条において「慰労金」という。）に関する処分を受けた者及び廃止法の施行の際現に旧基金法第二十一条第二項の規定により慰労金の請求をしている者に係る慰労金の支給及び慰労品の贈呈に関する旧基金法第三章（第二十条第二項及び第三十一条を除く。）及び附則第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置）

第十四条 基金の解散前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）の規定（同法第二条第二項に規定する法人文書の開示に係る部分に限る。）に基づき基金がした行為及び基金に対してされた行為は、基金の解散後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定（同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。）に基づき

総務大臣（同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。）がした行為及び総務大臣に対してされた行為とみなす。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用に関する経過措置）

第十五条 基金の解散前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定（同法第二条第三項に規定する保有個人情報の開示、訂正（追加又は削除を含む。以下この条において同じ。）及び利用停止（利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下この条において同じ。）に係る部分に限る。）に基づき基金がした行為及び基金に対してされた行為は、基金の解散後は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定（同法第二条第三項に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る部分に限る。）に基づき総務大臣（同法第四十六条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。）がした行為及び総務大臣に対してされた行為とみなす。

（戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法の適用に関する経過措置）

第十六条 廃止法の施行の日以後における戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法

律第四十五号)の規定の適用については、同法第三条第一項中「独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)」とあるのは「総務大臣」と、同条第二項及び同法第十条第一項中「基金」とあるのは「総務大臣」とする。

2 基金の解散前に戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法の規定に基づき基金がした行為及び基金に対してされた行為は、基金の解散後は、前項の規定により読み替えて適用される同法の規定に基づき総務大臣がした行為及び総務大臣に対してされた行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、廃止法の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令の施行前に基金が交付した旧基金法第十四条に規定する助成金に係る第二条の規定による改正後の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定の適用については、同令第一条中「日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第二十条の二」とあるのは「日本中央競馬会法(昭和二十

十九年法律第二百五号)第二十条の二、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十五年政令第五十一号)第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成十八年法律第百十九号。第三条第一項第五号及び第九条第二項において「廃止法」という。)第一条の規定による廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)第十四条」と、同令第三条第一項第五号及び第九条第二項中「、これらの理事長」とあるのは「これらの理事長、廃止法附則第二条第一項の規定による解散前の独立行政法人平和祈念事業特別基金が交付した助成金に関しては総務大臣」とする。

理由

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める必要があるからである。